

令和5年5月25日会議概要

第1 日時

令和5年5月25日（木）午前9時20分から午前11時30分までの間

第2 出席者

森田委員長、増田委員、在田委員、池坊委員、森委員
警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、
警備部長、京都市警察部長、警察学校長、情報通信部長等
《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 委員報告

委員長から、「5月11日、京都府警察勲章伝達式に出席し祝辞を述べた。」旨、「5月22日、京都府議会5月臨時会に出席した。統一地方選挙後の新しい構成の議会であり、この日は知事部局、各行政委員会、警察本部長等幹部の挨拶紹介があった。」旨、報告があった。

2 議題

(1) 16都道府県公安委員連絡会議の結果について

公安委員から、5月15、16日に北海道で開催された「16都道府県公安委員連絡会議」の結果について

- ・ 他府県の委員と話をし、テーマであった特殊詐欺対策における課題を共有するとともに、これまで気づかなかったことや、府県連携の重要性に気づいた。
- ・ 若い世代を加害者にしないための対策として、非行防止教室で犯行加担防止の観点を入れるという他府県の取組が参考になった。
- ・ 学校教育の中で、子供たちが加害者にならないための安全教育とともに、祖父母に対する声かけなど、子供たち自身が啓発活動を行うような取組が必要であると感じた。
- ・ 加害者にならないための対策は進んでいるが根が深い。今後さらに進む情報化社会の中で、いかに犯罪加担への芽を摘んでいくかが課題だと感じた。
- ・ 他府県で行った、被害者を対象に実施した心理アンケート結果で、「犯罪の手口等は知っていたのに騙された」というケースが多かったと聞いた。知っていたのになぜ防げなかったのか、ということにまで踏み込んで今後の啓発活動に活かす必要があると感じた。
- ・ 国家公安委員の「組織犯罪が非常に速いスピードで革新している状況の中で自治体警察を基本とした現在の警察の有り様とそのスピードについていくことができているのか危惧している。16公連のような、府県が情報を共有するという場が極めて貴重だ。」との発言に非常に強い印象を受けた。

旨、報告があった。

委員の報告を受け、刑事部長から、「広報啓発については、メディアの取り上げ方や、被害のコア層にどう伝えるかについて他府県の取組を参考にしたい。その他、被害拡大を防ぐための水際対策、また、刑事部としては犯人を捕まえるということを中心に引き続き取り組んでいく。」旨、発言があった。

本部長からは、「時代の変化と共に、犯罪も変化し警察もそれに対応して変化している。最近であれば、サイバー事案への対応で、警察庁に執行部隊もできた。海外と異なり、日本は、都道府県警察が執行権をもっているが、警察庁は調整という形で権限を行使し得るし、その中で人的交流と言う形で、人事の中で一丸となって意思決定ができるというしくみがある。責任の所在が明確で、かゆいところに手が届く行政ができるというのは、都道府県警察の大きな利点である。例えば各家庭でウィルス対策をしなければいけないところ、方法によっては隅々までサイバーの施策を浸透させることができるというのは、都道府県警察でしかできないことであり、そういう点を強みとして現行制度の変革をしつつ、都道府県警察と国家警察がそれぞれの役割を果たしていくことが肝要と考えている。」旨、発言があった。

委員長から「各都道府県警察と国で、新しい課題に取り組み連携して対策をすすめていただきたい。」旨、発言があった。

(2) 検察庁と合同による被疑者逃走事案対応訓練の実施について

総務部長から、5月29日、京都地方検察庁庁舎内において、被疑者が検察官の取調中に逃走したとの想定に基づき、留置管理課員、通信指令課員及び検察庁職員が連携し、非常訓練を実施する旨、報告があった。

訓練では、検察庁職員が110番通報し、警察官と連携して逃走被疑者を捜索する等、事案発生時の対応や配置場所について検察庁職員とともに確認することとしている旨、説明があった。

委員から、「しっかりと訓練をお願いします。」旨、発言があった。

(3) 女性術科補助員に対する逮捕術講習会の実施について

警務部長から、女性警察官の受傷事故防止及び術科技能の向上のため、京都府警察独自の施策として、一定の基準を満たす女性警察官を女性術科補助員に指定し、運用している旨、説明があった。

また、4月21日、女性術科補助員を対象にした講習会において、攻撃された場合の対処要領等について、教養・訓練した旨、報告があった。

(4) 少年非行防止学生ボランティア「KYO-SOLEIL」に対する委嘱状の交付について

生活安全部長から、6月2日、10大学47人の学生に対し、「KYO-SOLEIL」の委嘱状交付式を行う旨、報告があった。

また「KYO-SOLEIL」について、非行少年等の立ち直り支援や少年健全育成に向けた各種活動を行うことを目的に平成26年に設立をした学生ボランティアであり、支援対象少年との社会奉仕等各種体験活動や学習支援等の活動を実施している旨、説明があった。

委員からは、「少しでも多くの大学から学生を集めていただきたい。また、立ち直り支援についても、多くの子供達を活動に参加させて学生と交流することによって、これまでの自分の生活を改める方向に向かって欲しい、と考えるのでよろしくお願ひしたい。」旨、発言があった。

委員長からは、「活発な活動を期待する。」旨、発言があった。

(5) サイバー犯罪被害防止アイデアコンテスト（アンチサイバークライムカフェ2023）の開催結果について

生活安全部長から、5月13日、イオンモールKYOTOで、「アンチサイバークライムカフェ2023」を開催し、4大学1専門学校、3高校の40人の参加を得て、7チームに分かれて、各チームが「中高年層のサイバー犯罪被害防止」をテーマに、テーブルを囲んで自由な形でアイデアを出し合い、プレゼンテーションを経て審査という流れで実施した旨、報告があった。

結果は、サイバー犯罪について学ぶ4コマ漫画等を盛り込んだ冊子を作成し配布する作品を発表したチームが最優秀賞に選ばれるなど、学生ならではのアイデアが優秀作品に選ばれた。発表された学生のアイデアは予算措置を講じるなど、施策に反映させてまいりたい旨、説明があった。

委員長から、「いろいろなアイデアを生かした対策をしてください。」旨、発言があった。

(6) 「令和5年春の全国交通安全運動」の実施結果について

交通部長から、5月11日から同月20日までの10日間実施された「令和5年春の全国交通安全運動」の実施結果について報告があった。

期間中、交通機動隊、高速隊、全警察署を挙げて交通取締りを強化するとともに、行政機関や関係機関団体、ボランティアと連携して活発に啓発活動を行った。

5月10日に開催したスタート式を皮切りに、保育園児を対象とした合図横断の実践に向けた交通教室の実施、舞鶴の企業に対する自転車ヘルメット着用促進モデル事業所への指定等の取組を行った。

これらの取組は、積極的に広報しメディアに取り上げられることで府民に交通安全について再度考えてもらう機会とした旨、説明があった。

(7) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の許可状況について（4月申請分）

警備部長から、令和5年4月中に申請が許可された「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づく、集会、デモの状況について報告があった。

(8) 上皇上皇后両陛下の行幸啓に伴う警衛警備の実施結果について

警備部長から、5月14日から同月18日までの間、上皇上皇后両陛下の泉涌寺、葵祭御覧等京都府行幸啓に伴う警衛警備の実施結果について報告があった。

また地域部長から、5月16日開催された葵祭に伴う雑踏警備について、雑踏対策、交通規制、奔馬対策等事故なく終了した旨、報告があった。

(9) 監察案件

首席監察官から、監察案件1件について報告があった。

3 個別決裁

(1) 京都府公安委員会に対する審査請求の裁決について（1件）

監察官室訟務官から、運転免許の更新処分を受けた者（1件1名）から、原処分を不服として審査請求がなされたことに伴い、審査請求の概要等について説明があり、審議の上、審査請求の棄却を決定した。

(2) 平成6年京都府公安委員会告示第62号等の一部改正について

交通部聴聞官から、府内指定自動車教習所の社名変更等に伴い、平成6年京都府公安委員会告示第62号等の一部改正を行う旨、説明があり、審議の上決定した。

(3) 公安委員会宛て苦情等申出について（受理 1 件）

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛の苦情等申出に関して、受理 1 件の報告があり、処理方針を決定した。

4 聴聞等

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、15件の行政処分を審議した。

5 個別報告

当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。